

令和5年4月10日
浜松市教育委員会
浜松市人事委員会

第Ⅱ類行政職員（対象：短大・大学等）

採用予定日 令和6年4月1日

【第1次試験日】令和5年6月18日（日）（予定）

【受験申込】申込みは電子申請（インターネット）をお願いします。（窓口不可）
5月1日（月）午後1時～5月31日（水）午後5時【受信有効】

【今年度の主な変更点】

第1次試験・筆記試験（教養）の出題分野を縮小し、解答数を30題に減らします。
※人文、自然分野からの出題はありません。
※出題分野の詳細は3ページ「試験の内容」をご覧ください。

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分		採用 予定人数	主な職務内容
免許資格職	幼稚園教諭 ・保育士	30人程度	市立幼稚園・保育園での園児の保育、一時保護児童の観察および指導などの業務

※ 採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

2 受験資格

次の（１）から（４）までの要件を満たす人

（１） 次のいずれかに該当する人

- ① 日本国籍を有する人（令和６年３月までに取得見込みの人を含む。）
- ② 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和６年３月までに取得見込みの人を含む。）
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和６年３月までに取得見込みの人を含む。）

（２） 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない人

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

（３） 学校教育法第 9 条の欠格条項に該当しない人

- ・ 禁錮以上の刑に処せられた人
- ・ 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号または第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない人
- ・ 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない人

（４） 次のいずれにも該当する人

- ① 平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- ② 幼稚園教諭免許状および保育士資格の**両方を取得済みの人**（令和 6 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）

※ 同日に実施される第 I・II 類行政職員、第 I 類消防職員、第 II 類行政職員<看護師>を併せて受験することはできません。

※ 免許・資格取得見込みで受験した人で、当該免許・資格を取得できなかった場合は採用されません。

3 試験日程

第 1 次試験

内 容	筆記試験（教養・専門）・性格検査
日 程	6 月 18 日（日）午前 8 時 30 分集合（予定）
会 場	浜松市立高等学校（予定）
合格発表	6 月下旬（予定） 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

第 2 次試験

内 容	面接試験・実技試験・事務適性検査・職場適応性検査
日 程	7 月下旬（予定）
会 場	第 1 次試験合格者にお知らせします。
合格発表	8 月中旬（予定） 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

第 3 次試験

内 容	面接試験・小論文
日 程	8 月下旬（予定）
会 場	第 2 次試験合格者にお知らせします。
合格発表	9 月中旬（予定） 受験者全員に郵送でお知らせします。 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

※ 第 3 次試験時に、就業上の配慮事項などを確認するため、人事委員会が指定した身体検査票を提出していただきます。

4 試験の内容

第1次試験

筆記試験	教養	公務員として必要な一般知識および知能について、筆記試験を行います。 〔出題分野〕(30題・択一式) 短大卒業程度の社会、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 ※人文、自然の出題はありません。
	専門	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。 〔出題分野〕(30題・択一式) 社会福祉・子ども家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。
性格検査		面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。

第2次試験

面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。
実技試験	職務遂行上必要な職員としての適応性、能力について実技試験を行います。
事務適性検査	職務遂行上必要な職員としての適応性について、正確さ、迅速さ等の作業能力の面から筆記試験を行います。
職場適応性検査	第3次試験での面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格的な面から検査します。

第3次試験

面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。
小論文	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。

※ 提出書類は、受験資格の有無や記載された事項について確認するほか、試験の参考資料とします。

※ 第1次試験の筆記試験(教養・専門)の例題は、浜松市ホームページで公開しています。

5 合格者の決定方法

合格者は、それぞれの試験段階において、各試験科目の得点を合計したものによって決定します。

(1) 第1次試験・第2次試験

当該試験科目の平均点、標準偏差および配点比を利用して算出した得点（標準点）を用います。各試験科目の得点の合計は、概ね0～1,000点の範囲となります。全ての試験科目で平均的な成績であれば、およそ500点となります。

[標準点の計算式]

$$\text{標準点} = 10 \times \frac{\text{配点比}}{\text{配点比の合計}} \times \left(15 \times \frac{(\text{素点} - \text{平均点})}{\text{標準偏差}} + 50 \right)$$

(2) 第3次試験

当該試験科目の素点および配点比を利用して算出した得点を用います。各試験科目の得点の合計は、0～400点の範囲となります。

(3) 各試験科目の配点比

第1次試験		第2次試験			第3次試験	
教養	専門	面接試験	実技試験	事務適性検査	面接試験	小論文
2	3	3	1	1	3	1

- ※ どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※ 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず**失格とすることがあります。**

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用時に幼稚園教諭として幼稚園等に配属される人は教育委員会を、保育士として保育園等に配属される人は市長を任命権者として採用します。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として令和6年4月1日です。
 - ※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
 - ※ **採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。**
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
 - ※ **受験資格に定める免許・資格を取得できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。**

7 受験申込手続

(1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）
申込期間等	<p>令和5年5月1日（月）午後1時から令和5年5月31日（水）午後5時</p> <p>※ 申込期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。</p> <p>※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。</p>
受験申込の流れ	<ol style="list-style-type: none"> ① マイページ登録画面にアクセスし、氏名やパスワードを登録してください。 ② 登録完了後にマイページに移動し、「共通項目入力」から必要事項を入力してください。 ③ ②が完了すると、募集中の試験区分（例：第2類行政職員＜幼稚園教諭・保育士＞）が表示されるため、該当する試験区分を選択してください。 ④ 申込みをする職種を選択し、更新してください。 ⑤ 人事委員会で審査処理を行うと、電子メールで審査完了のお知らせが届きます。（数日を要する場合があります。）
受験票等の発行	<p>第1次試験日の1週間前までに電子メールで受験票、宣誓書・自己紹介書等のお知らせが届きます。マイページから受験票、宣誓書・自己紹介書等をダウンロード、印刷して必要事項を記入のうえ写真を貼付し、第1次試験時に持参してください。その他提出書類は受験票発行の際にお知らせします。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・画面上の注意事項をよく確認のうえ、入力してください。 ・マイページへの登録や共通項目入力（上記①②）だけでは受験申込の完了となりません。引き続き、該当する試験区分から職種の選択（上記③④）を行ってください。 ・学歴、職歴、免許・資格の入力欄が不足する場合は、右上に「氏名・生年月日」を記入したA4別紙を作成し、共通項目入力時（上記②）にアップロードしてください。

(2) 郵便での申込み（やむを得ない場合のみ）

提出書類	<ol style="list-style-type: none"> ①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、84円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番7号）
申込期間等	<p>令和5年5月1日（月）から令和5年5月31日（水）※必着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「簡易書留郵便」を利用してください。簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。
受験票等の発送	<p>第1次試験日の1週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第1次試験時に持参してください。その他提出書類は受験票発行の際にお知らせします。</p>

8 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。(以下、令和5年4月1日現在のもの。)

(1) 初任給

職 種	区 分	初任給月額
幼稚園教諭・保育士	短大2卒	約183,000円
	大学卒	約201,000円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料（本給）、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.4カ月分が支給されます。

（採用初年度は採用される月によって異なります。）

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

(4) 勤務時間・休日等

① 幼稚園に配属の場合

- ・勤務時間：4週間を平均して1週間あたり38時間45分とし、午前7時半から午後7時までの間で割り振ります。(1日の勤務時間は7時間45分)
- ・休日等：原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。

② 保育園に配属の場合

- ・勤務時間：4週間を平均して1週間あたり38時間45分とし、午前6時45分から午後7時15分までの間で割り振ります。(1日の勤務時間は7時間45分)
- ・休日等：原則として日曜日および4週間について4日、祝日、年末年始です。

③ 一時保護所に配属の場合

- ・勤務時間：4週間を平均して1週間あたり38時間45分とし、午前6時から午後10時までの間で割り振ります。(1日の勤務時間は7時間45分)
- ・休日等：原則として4週間について8日です。

④ その他の所属に配属の場合

- ・勤務時間：原則として午前8時30分から午後5時15分まで
- ・休日等：原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。
- ・ただし、勤務場所等により異なる場合があります。

(5) 休暇等

年次休暇（年間20日付与、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

(6) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。勤務場所での喫煙はできません。

9 注意事項等

- (1) この採用試験は、浜松市教育委員会と浜松市人事委員会が実施するものです。
- (2) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (3) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (4) 提出書類に記載された個人情報については、採用試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (5) この採用試験に申し込む人は、同日に行われる他の浜松市職員採用試験・選考に重複して申し込むことはできません。
- (6) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**
- (7) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。
 - ① 公権力の行使に当たる業務
(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)
[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制
 - ② 公の意思の形成に参画する職 (行政の企画、立案、決定等に関与する職)
- (8) 第1次試験、第2次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**合格発表日以後1か月間**に限り本人からの申請 (インターネット・郵便) に基づいてお知らせします。
 - ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
 - ・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問い合わせ先まで郵送してください。
 - ・第3次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。
- (9) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

◎ 第1次試験会場案内図

浜松市立高等学校（浜松市中区広沢一丁目2-1-1）



■遠鉄バス

(JR浜松駅バスターミナルより約15分)

2番のりば：医療センター方面行き

…「市立高校」下車

1番のりば：舘山寺温泉方面行き

…「鹿谷町」下車、徒歩5分

15番のりば：気賀・三ヶ日方面行き

…「鹿谷町」下車、徒歩5分

※ 会場には駐車場はありません。バス等の公共交通機関を利用してください。

※ 自家用車による送迎は、原則として禁止です。公共交通機関による来場が困難な場合など、やむを得ない場合を除き、送迎はご遠慮ください。

※ 会場周辺の住宅・店舗等の敷地や道路上での乗降・待機は絶対にしないでください。万一、発見した場合には、失格とする場合があります。

重要

感染症や災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）およびLINE公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE公式アカウントの登録をお願いいたします。



浜松市 HP（職員採用）



LINE 公式アカウント
（職員採用情報）

●問い合わせ先



浜松市

浜松市人事委員会事務局

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番7号(浜松市地域情報センター3F)

TEL. **053-457-2201**

FAX.053-457-2089